|  |
| --- |
| **2025年日本国際博覧会　スマートモビリティ万博「会場内パーソナルモビリティ」運営にかかる実施計画策定、運営実施業務　公募要領** |

2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）の開催に向け、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）では、未来社会ショーケース事業のスマートモビリティ万博における「会場内パーソナルモビリティ」の運営事業を実施するにあたり、実施計画策定、運営業務（以下「本業務」という。）を実施する事業者を公募する。

なお、本業務には、事業者の知識やノウハウ等を活用し、協賛者および来場者の満足度を確実に高める必要があるため、企画提案公募を採用して事業者を選定する。

**１　業務名**

2025年日本国際博覧会　スマートモビリティ万博における「会場内パーソナルモビリティ」運営事業にかかる実施計画策定、運営実施業務

1. 本業務の趣旨・目的

2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）が、博覧会会場内の来場者のうち高齢者・障がい者・長距離の歩行が困難な方を対象に、利便性・快適性を高めるために、未来社会ショーケース事業のスマートモビリティ万博における「パーソナルモビリティ」の貸出を行う。本業務は、パーソナルモビリティを来場者のうち高齢者・障がい者・長距離の歩行が困難な方を対象に利用していただくため、当業務にかかる実施計画の策定、会期中の運営等の業務を行うことを目的とする。詳細は事前審査後に開示する「2025年日本国際博覧会　スマートモビリティ万博「会場内パーソナルモビリティ」運営にかかる実施計画策定、運営実施業務　仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

1. 契約期間

契約締結日から2025年12月31日まで

1. 委託上限額

260,000千円（税込）

**２　スケジュール（予定）**

　　2024年8月30日(金) 公募開始・仕様書等提供申込受付開始・質問受付開始

　　2024年9月10日(火)　 仕様書提供申込締切・質問締切

　　2024年9月12日(木)　 質問回答期限

　　2024年9月13日(金)　　　　 提案書類受付開始

2024年9月20日(金) 提案書類提出締切

2024年9月下旬 選定委員会

　　2024年10月上旬 事業者決定・公表（予定）

　　2024年10月中旬 契約締結（予定）

2024年12月末 実施計画の策定終了

2024年10月中旬～2025年3月 協会や機体協賛者との協議、会場での運営準備

　　2025年4月～10月 万博会期中の運営管理

　　2025年11月～12月 報告書作成

　　2025年12月31日(水) 業務終了(報告書提出)

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす事業者又は複数の事業者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する場合にあっては、構成員全員が次に掲げる要件のすべて満たすこと。（ただし、（5）は共同企業体の構成員のいずれかが満たしていればよい。）

また、各構成員は２以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

① 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

② 破産手続開始の決定を受けて復権していない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 （平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかの業務を履行した実績があること。

① BIE（博覧会国際事務局）の承認のもと、国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会における計画策定業務または、運営業務の企画・設計業務の経験を有すること。

② 地方博覧会に係る計画策定業務又は、実施運営業務を有すること。

③ 博覧会に限らず、大型イベントや展示会などで上記①、②と同規模かつ類似の業務を履行した実績があること。

(6) 共同企業体に係る事項

① 業務形態

構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないようにすること。

② 代表者要件

代表者は指名を受けた構成員とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

４ 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の応募手続等は、以下のとおり。

「３ 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布

ア 配布期間

2024年8月30日（金）から 2024年9月20日（金）17時まで

イ 配布方法

協会ホームページからダウンロードで配布（郵送による配布は行わない）。

（<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>）

(2) 仕様書等の提供

ア 提供申込期間

2024年8月30日（金）から 2024年9月10日（火）17 時まで

イ 申込方法

電子メール（送信先：pmv-operation@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」に「【仕様書等提供申込】2025 年日本国際博覧会スマートモビリティ万博「会場内パーソナルモビリティ」運営にかかる実施計画策定、運営実施業務と明記し、下記申請ファイルを送信すること。

※口頭、持参、電話、ファクシミリによる提供申込は受け付けない。

ウ 申込書類

・【様式01】仕様書等提供申込書　兼　守秘義務制約書（PDF形式）

・【様式02】参加表明書（PDF様式）

・【様式03】公募参加資格誓約書（PDF様式）

・【様式04】持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)

　※共同企業体で参加の場合は、全構成員提出すること

・【様式05】委任状　※応募者が代表者又は表見代理人以外の場合は添付すること。

（共同企業体で応募の場合）

①【様式06】共同企業体届出書（原本の電磁媒体）

②【様式07】共同企業体協定書（写し）（原本の電磁媒体）

※提案者が代表者又は表見代理人以外の場合【様式05】委任状を添付すること。

エ 開示方法

電子メールにより順次開示する。

(3) 質問の受付及び回答

①受付期間

1. 年8月30日（金）から 2024年9月10日（火）17 時まで

②提出方法

　電子メール（送信先：pmv-operation@expo2025.or.jp）で受け付ける。

　　　※「件名」の始めに「【質問】2025 年日本国際博覧会スマートモビリティ万博「会場内パーソナルモビリティ」運営にかかる実施計画策定、運営実施業務」と明記し、質問内容を【様式13】質問票に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる問い合わせは不可。

③回答方法

質問はとりまとめ、回答は仕様書の開示を受けた事業者に対して、9月12日（木）までに電子メールにより行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【2025 年日本国際博覧会スマートモビリティ万博「会場内パーソナルモビリティ」運営にかかる実施計画策定、運営実施業務】に掲載する。

(4) 応募書類の受付

① 受付期間

2024年9月13日(金)から2024年9月20日(金)17時まで

　　 ② 提出方法

　　　　 下記の宛先へ郵送により提出すること。（持参による提出は不可）

　　 ※2024年9月20日(金)までの消印があるものを有効とする。

　　　　 宛先：公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会 会場運営部　運営管理課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16　大阪府咲洲庁舎43階

また、提出の際は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類すべての

データを送信すること。（送信先：[pmv-operation@expo2025.or.jp](mailto:〇〇〇@expo2025.or.jp)）

※メール送信量が10MBを超える場合は添付ファイルを分割して送信すること。

　　　　 なお、電子メール送信後、必ず下記あてに電話を掛け着信の確認を行うこと。

　　　　（電話番号：06-6625-8745）

※土曜日及び日曜日を除く10時から17時まで（12時から13時を除く）

③ 費用の負担

　　 応募に要する経費は、すべて提案事業者の負担とする。

(5) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本からは事業者名、社章等事業者を特定できる内容の記入を削除すること。

（企画提案に係る書類は、「仕様書」に留意して作成すること。）

【応募時に必要な書類】

①企画提案書一式

ア．企画提案書（Ａ４用紙、様式自由、片面20枚（両面15 枚）を上限とする：原本１部、副本５部、副本の電磁媒体）

イ．全体概要（Ａ３用紙1ページ、様式自由：原本１部、副本５部、副本の電磁媒体）

ウ．工程表（Ａ３用紙、様式自由：原本１部、副本５部、副本の電磁媒体）

②【様式08】業務実績申告書（原本1部、副本５部）

③【様式09】応募金額提案書（原本1部、副本５部、副本の電磁媒体）

　　　 ※３公募参加資格（5）の履行実績①、②、③を詳細に記載すること

④見積内訳書（A4又はA3用紙1ページ、様式自由：原本、副本の電磁媒体）

(6) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、協会は、応募書類を本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(7) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(8) その他

　 ① 応募は１応募者１提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

　　　 ② 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（CD－R、DVD-R等）に格納したPDFファイル（企画提案書は副本のみ）でも提出すること。

③　表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

＜記入例＞「2025年日本国際博覧会スマートモビリティ万博「会場内パーソナルモビリティ」運営にかかる実施計画策定、運営実施業務提案書」

　　　　　　　　　 株式会社○○（法人名）

　　 ④ 書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。

　　 ⑤ 応募書類に虚偽の記載をした事業者は本公募への参加資格を失うものとする。

**５　説明会**

　　実施しない。

**６　審査の方法**

(1) 審査方法

① (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者を決定する。ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

② 審査は、書類審査により行う（プレゼンテーション審査は行わない）。

③ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下(各選定委員の平均点)の場合は採択しない。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

④協会は、最優秀提案事業者を特別の理由がないかぎり、契約候補者に決定する。

(2) 審査基準

審査票に記載の審査項目・評価対象・配点をもとに審査する。

【審査票】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **項目** | **審査内容** | **配点** |
|  | 全体提案内容・提供方針 | 企画全体の考え方は、本事業の趣旨を十分に理解した上で組み立てられ、提案者の特色も活かされた明確な方針が示されているか。 | 5点 |
|  | 業務実績 | 本業務遂行にあたり、充分な業務実績を有しているか。 | 5点 |
|  | スタッフ確保と教育・研修方 針 | イベント経験豊富なディレクターや、多数の現場スタッフを確実に確保できる方策が、適切なスケジュールと共に組まれているか。また、採用したスタッフについて適切な教育・研修が計画されているか。 | 20点 |
|  | 業務の合理化・効率化 | 実施運営に向けて合理化、効率化を図れるような提案となっているか。 | 10点 |
|  | 業務スケジュールおよび協会との連携 | 実施計画策定、運営マニュアル作成、研修・準備、会期中の現場に至るまでの業務スケジュールについて、各フェーズで協会とどのような連携を図るのかも併せ具体的に提案されているか。 | 10点 |
|  | 業務体制 | 本業務を遂行するに足る充分な実施体制となっているか。 | 10点 |
|  | 持続可能性・環境面への配慮 | 法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みへ配慮されているか。 | 5点 |
|  | その他追加提案 | 追加提案があった場合、その実現性や有用性が充分認められ、採用を検討するに値するものか。 | 5点 |
|  | 価格点 | 価格点の算定式  満点（30 点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 | 30点 |
| **合　計** | | | 100点 |

(3) 審査結果

① 契約候補者が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全提案事業者に通知する。

② 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ「2025年日本国際博覧会スマートモビリティ万博における「会場内パーソナルモビリティ」運営事業にかかる実施計画策定、運営実施業務」において公表する。（<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>）

1. 最優秀提案事業者名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名）・評価点・提案金額

イ．全提案事業者の名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名）※50音順

ウ．全提案事業者の評価点　※得点順（提案事業者が２者であった場合、次点者の得点は公表しない。）

エ．最優秀提案事業者の選定理由　※講評ポイント

オ．選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

　　　　① 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

　　　　② 他の提案事業者と応募した提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

　　　　③ 選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募書類の内容を意図的に開示すること。

　　　　④ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。

　　　⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 契約交渉時の資格審査必要書類の提出

契約候補者は、選定委員会による審査後、以下資格審査に必要な書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

　 ① 定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明すること。）

　　 ② 法人登記簿謄本（１部）（発行日から３カ月以内のもの）

③ 納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

ア．本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書

イ．税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

④ 財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

ア．貸借対照表

　　　　 イ．損益計算書

ウ．株主資本等変動計算書

　　 ⑤ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式１０:原本１部）

⑥ 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式１１：原本１部）

　　　 ⑦ 使用印鑑届（様式１２：原本１部）

　 　⑧ 印鑑証明書（原本１部）

※なお、契約候補者が資格審査に必要な書類を提出する場合、協会の連絡を受けてから２営

業日後の 17 時までに提出をすること。

**７　契約手続きについて**

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、契約候補者に対し、協会から案内する。

(2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。その際、内容・金額について変更が生じる場合がある。

(3) 契約金額の支払いについては、受託事業者から提出された業務完了報告について、協会が検査を実施し、その検査に合格することを条件とする。

(4) 契約締結に際して、大阪府暴力団排除条例第１１条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。

(5) 契約締結に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式７）を提出すること。

(6) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。

(7) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約候補者としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

(8) 契約候補者は、契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）

(9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

① 契約候補者が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

② 契約候補者から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

③ 契約候補者が、過去２年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じ くする契約を２回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

④ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

⑤ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

⑥ 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。

⑦ 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

⑧ 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

**８ 持続可能性の確保**

(1) 契約候補者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。

(2) 契約候補者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。

（<https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf>）

(3) 契約候補者は、協会がサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。

(4) 契約候補者は、協会が調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約候補者が協力に支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。

(5) 協会が契約候補者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約候補者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

**９　その他**

・提案の応募にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。

・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治四十年法律第四十五号）等を遵守すること。

・本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。